

## 新・世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その二)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

日本は、第一回普遍的定期審査（UPR）でパリ原則に基づく国内人権機関を設置するようにとの勧告を受け入れたが未だに実現できていない。第二回のUPRの事前質問において、国内人権機関設置のための国の計画について質問したのがスペインとメキシコであった。これに対して日本は、内閣が、二〇一二年九月、次期国会に提出する人権委員会設置法案の閣議決定を行った旨を回答した。

二〇〇二年第一五四回国会（常会）に小泉内閣が提出した人権擁護法案は、その後の継続審議を経て、二〇〇三年一〇月の衆議院解散によって廃案となった。その背景には、この法案が設置しようとした人権委員会

が法務省の外局に過ぎず、組織の独立性に疑問があったからである。例えば、仮に二〇二二年に発生したスリランカ人のウィシユマさんが死亡した名古屋入管の事例のように、入管職員という公務員によって人権侵害を受けたとして遺族が人権委員会に救済を求めたとしても、同じく法務省の外局である出入国在留管理庁に対して、同人権委員会が法務省から独立してその救済機関としての役割を果たせるといえるかといえは、案外むずかしい面がある。また、同擁護法案に人権委員会委員や人権擁護委員に国籍条項があったことにも批判があった。さらに、同法案では、報道機関に対する特別救済の対象である「過剰取材」の定義が曖昧であったことから、国民の知る権利や報道の自由を侵害するおそれがあるとして、マスコミからの批判も多かった。

その意味で、二〇一二年九月の民主党の野田政権による人権委員会設置法案の閣議決定には注目が集まった。とりわけ、同法案では、「何人も、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをする」ことを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有するこ

とを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為をしてはならないものとする」と(第二条)と規定し、人権擁護の対象が拡大されていたこと、また、人権委員会が、国家行政組織法第三条の規定に基づく委員会(公正取引委員会や国家公安委員会などのいわゆる「三条委員会」)であり、高い独立性を保つとされたことである。委員会は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命した委員長と委員四人で組織し、委員のうち三人は非常勤で、任期は三年とされていた。

第二回UPRRでは、モロッコが国内人権委員会の独立性を確保するための措置について質問した。これに対して日本は、当該委員会は独立性を保ち政府の監督を受けないと回答した。セネガル、スリランカ、英国、オーストラリア、アゼルバイジャン、メキシコは、日本の国内人権委員会創設の計画を歓迎し、留意した。ネパールやインドネシアも、日本の法案提出に言及した。そして最終的に、ネパール、スペイン、ニカラグア、チュニジア、ウクライナ、英国、ベナン、ブルキナファソ、フランス、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、メキシコがパリ原則に適合した国内人権機関の設立プロセスを早期に完了することを勧告した。日本は、これらの勧告に対し

てフォローアップすることに同意した。

なお、この中で英国が国内人権機関の設立の進展について最新情報を国連人権理事事に提供するように求めたので、日本は、二〇二二年一月一六日の衆議院の解散により同法案が廃案となったと回答している。

この問題は、最近の自由権規約委員会の日本の第七回政府報告書審査に先立つ事前質問 (list of issues) でも取り上げられた。国内人権機関の進展についての質問がなされたが、日本は、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、検討しているところである」と回答したに止まった。二〇二二年一月一三日と一四日の両日に行われた対日審査を踏まえて自由権規約委員会によって示された総括所見において、独立した国内人権機関の設置が求められると同時に、設立に向けた明確な進捗がないことに遺憾の意が表明された。委員会は、日本政府に対して、この国内人権機関の勧告の実施状況について、二〇二五年一月四日までに報告するよう求めており、今やこの問題は待ったなしの状況となった。